# 第160回
# 定時株主総会



SHIONOGI

# 報告事項
# 第160期
# 会計監査人および監査役会の
# 連結計算書類監査結果報告の件

# 監査役会の監査報告書　謄本

## 監査役会の監査報告書

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第160期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部（内部監査部門）その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月９日

塩野義製薬株式会社　監査役会

常勤監査役　岡 本　　旦 ㊞

常勤監査役　岸 田 哲 行 ㊞

社外監査役　藤 沼 亜 起 ㊞

社外監査役　奥 原 主 一 ㊞

社外監査役　後 藤 順 子 ㊞

以　上



SHIONOGI

# 会計監査人の監査報告書　謄本

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年５月９日

塩野義製薬株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北　池　晃一郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　澤　直　規

監査意見
当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の２０２４年４月１日から２０２５年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、塩野義製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
連結注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は２０２５年５月７日開催の取締役会において、日本たばこ産業株式会社の医薬事業を会社分割（簡易吸収分割）により会社へ承継すること及び会社の米国子会社Shionogi Inc.による日本たばこ産業株式会社の１００％孫会社であるAkros Pharma Inc.の発行済株式全部の譲受に関する合意書を締結すること、並びに日本たばこ産業株式会社の子会社である鳥居薬品株式会社の株式を公開買付けにより取得することを決議している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2025年５月９日

塩野義製薬株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
大　阪　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北　池　晃一郎
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　澤　直　規

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、塩野義製薬株式会社の2024年４月１日から2025年３月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
個別注記表（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2025年５月７日開催の取締役会において、日本たばこ産業株式会社の医薬事業を会社分割（簡易吸収分割）により会社へ承継すること及び会社の米国子会社Shionogi Inc.による日本たばこ産業株式会社の100%孫会社であるAkros Pharma Inc.の発行済株式全部の譲受に関する合意書を締結すること、並びに日本たばこ産業株式会社の子会社である鳥居薬品株式会社の株式を公開買付けにより取得することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

# 第160期
# 事業報告
2024年4月1日～2025年3月31日

# 連結計算書類および計算書類

# 決議事項



SHIONOGI

# SHIONOGIグループの現況に関する事項

# 事業の経過およびその成果

# ① 連結業績 - 売上収益 -

## 売上収益について、3期連続で過去最高を更新

### 売上収益

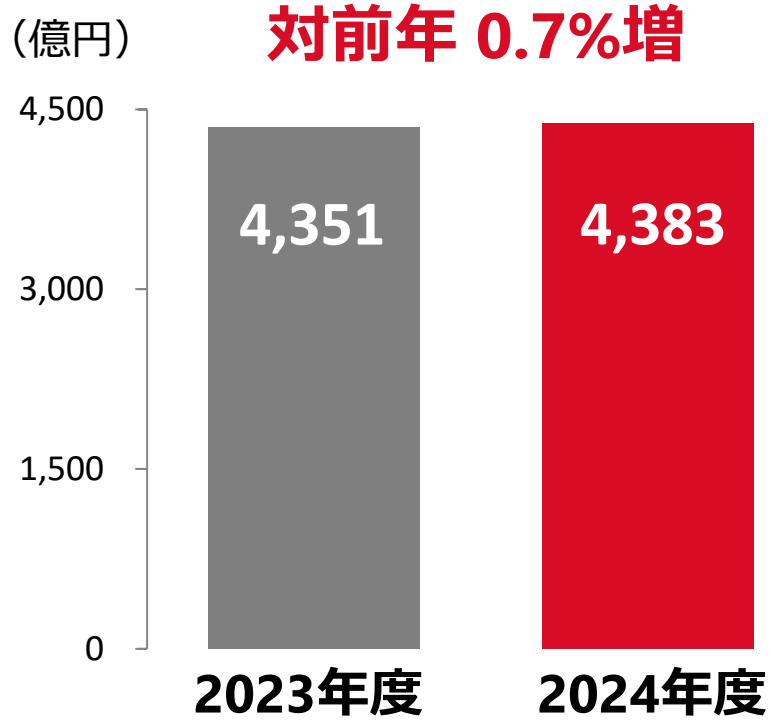


### 売上収益　内訳

(億円)

| | 2023年度 | 2024年度 |
|---|---|---|
| 国内医療用医薬品 | 1,511 | 988 |
| 一過的な要因*1を除く | 1,261 | 988 |
| 海外子会社/輸出 | 499 | 591 |
| 製造受託 | 176 | 173 |
| 一般用医薬品 | 146 | 168 |
| ロイヤリティー収入 | 2,004 | 2,447 |

*1 2023年度に計上したADHD（注意欠如・多動症）治療薬のライセンス移管に伴う一時金（250億円）

# ① 連結業績 - 各種利益 -

## 営業利益について、3期連続で過去最高を更新

### 営業利益

**対前年 2.1%増**

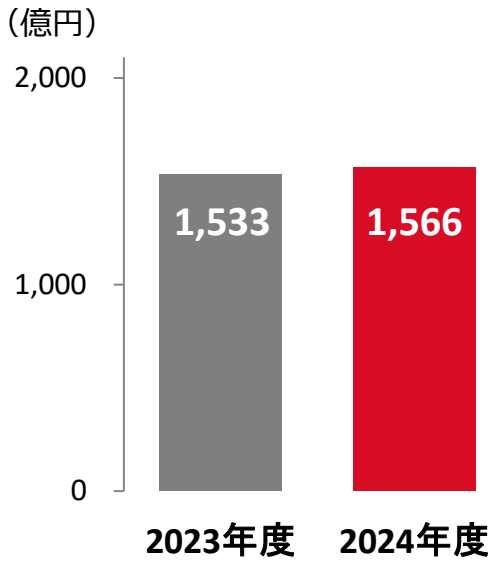


### 税引前利益

**対前年1.2%増**

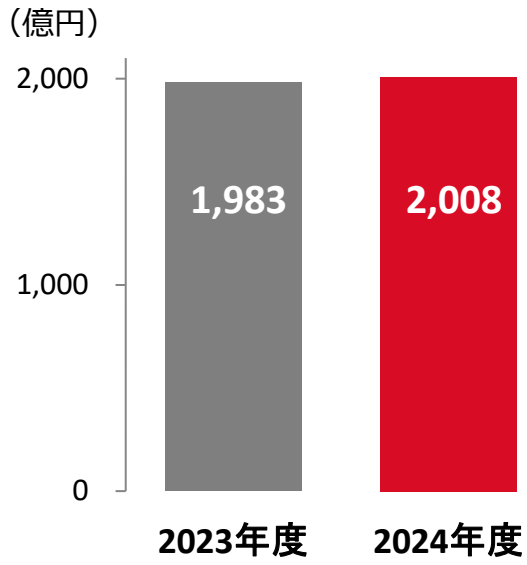


### 親会社の所有者に帰属する当期利益

**対前年5.2%増**

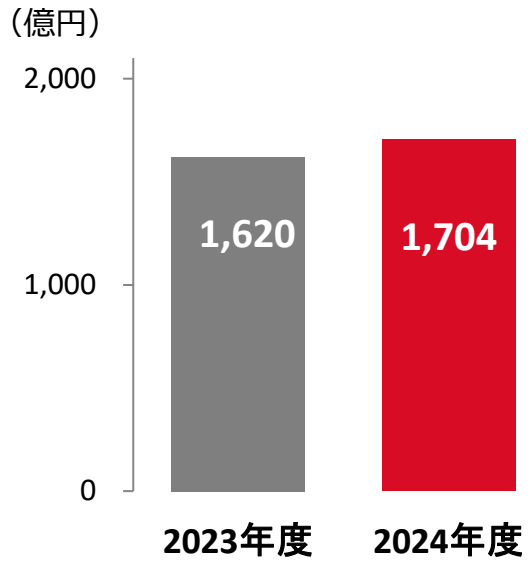


### EBITDA*1

**対前年 5.0%減**

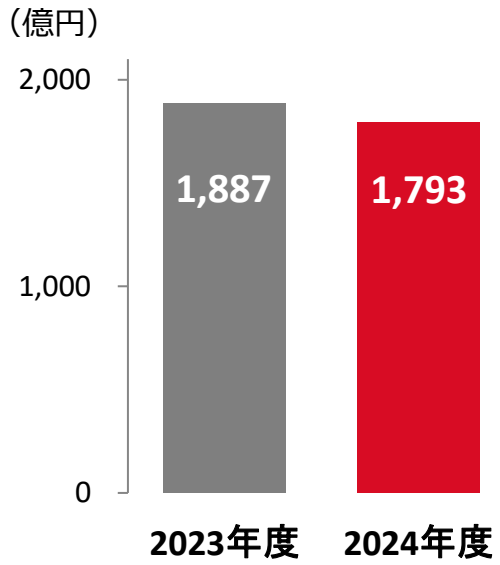


*1 EBITDA（Earning Before Interest, Taxes, Depreciation, and Amortization：コア営業利益に減価償却費を加えた利益）

# ② 国内事業

## 国内事業は減収も、急性呼吸器感染症事業が年間を通じて安定的に業績に貢献

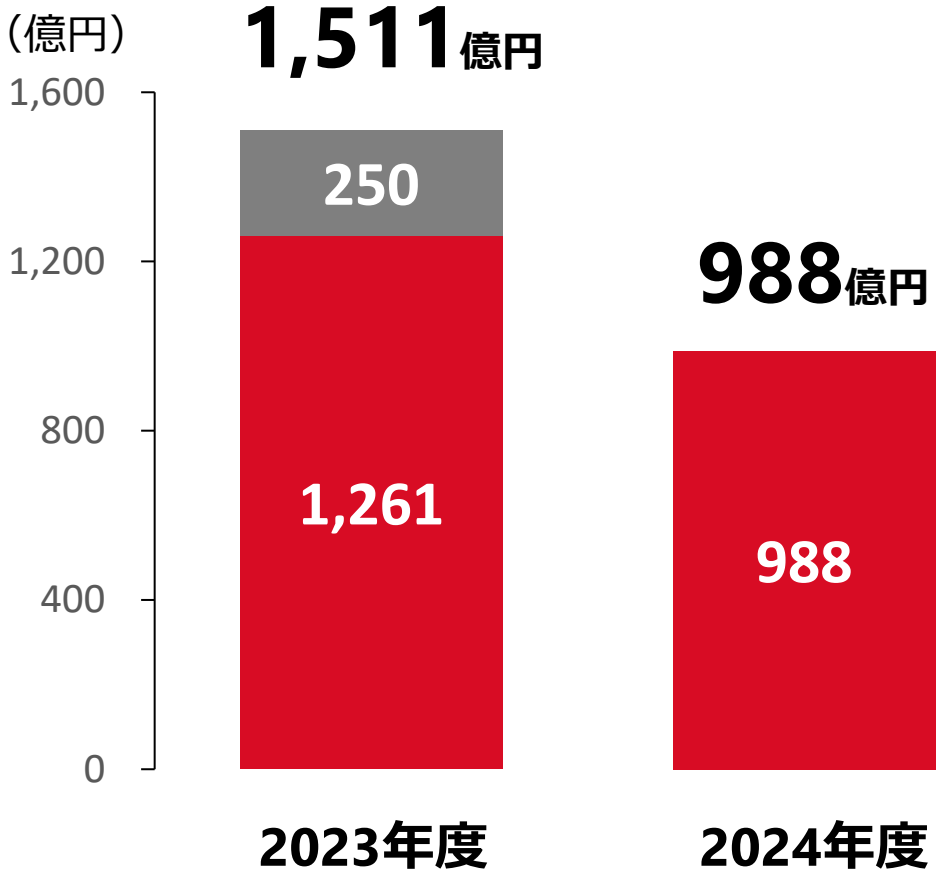


### 2023年度に発生した一過的な要因

- ADHD治療薬のライセンス移管に伴う一時金：250億円

### 一過的な要因を除く売上収益

- ゾコーバ＋インフルエンザファミリー：518億円（対前年△216億円）
- 不眠症治療薬クービビックの新発売

**ゾコーバについて**

- COVID-19の冬の流行が低調に推移したため、対前年で売上が減少
- 一方で、COVID-19治療薬市場における処方シェアを**50**%から**65**%へ大幅に拡大



SHIONOGI

# ③ 海外事業（海外子会社の売上収益）

## セフィデロコル*1の安定的な成長により、海外事業は4期連続で過去最高を更新

### 米国

+55億円

対前年 30.6%増

### 欧州

+33億円

対前年 24.0%増

### 中国

△19億円

対前年 18.3%減

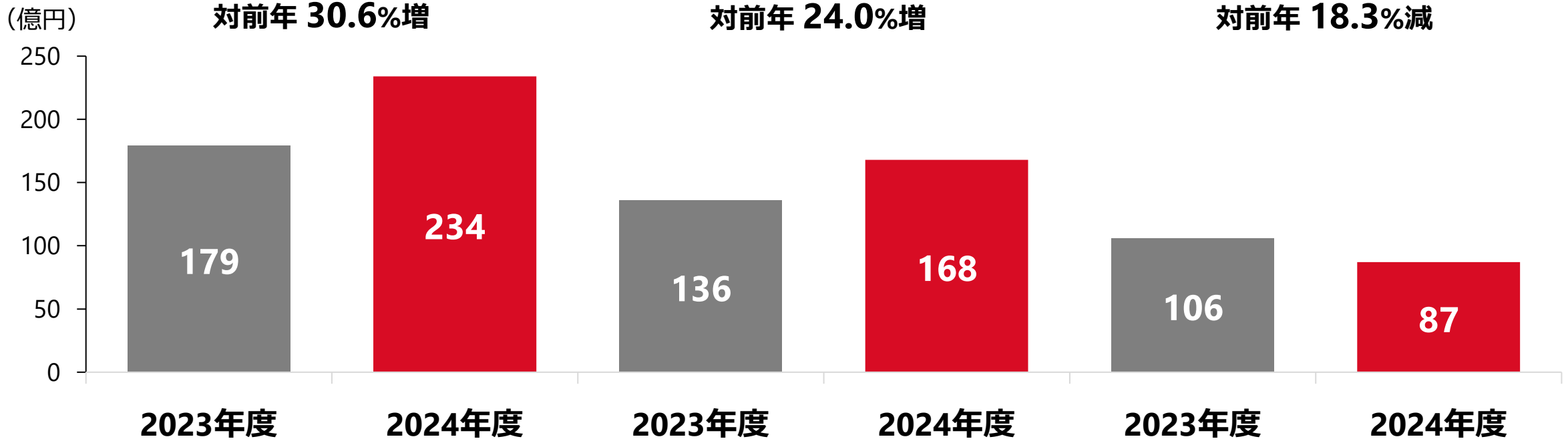


*1 米国の製品名：Fetroja、欧州の製品名：Fetcroja



SHIONOGI

# ④ ロイヤリティー収入およびヴィーブ社からの配当金収入

## HIVフランチャイズに関する、堅調なロイヤリティー収入および配当金収入を受領

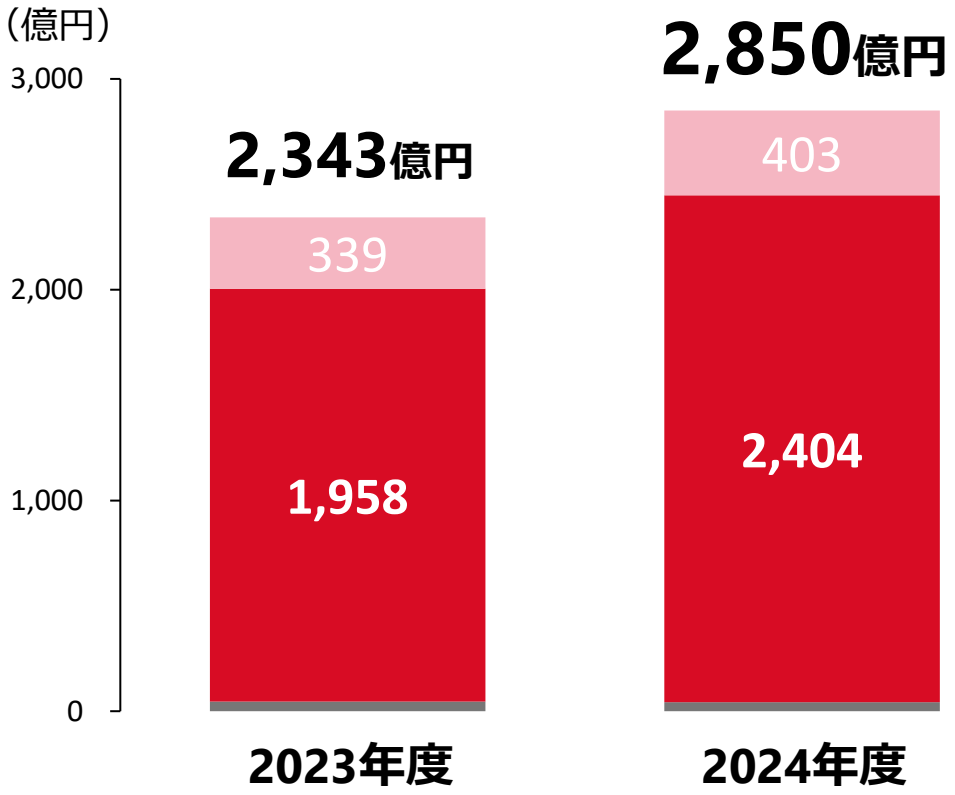


**ヴィーブ社からのHIVフランチャイズに関する**
**ロイヤリティー収入および配当金**

- **ロイヤリティー収入（対前年　22.8%増）**
- **配当金収入（対前年　18.8%増）**
- その他ロイヤリティー収入



SHIONOGI

# ⑤ 研究開発 - 主な研究開発の進捗 -

## 複数の承認取得や承認申請を達成するなど、様々なパイプラインが堅調に進展

| 感染症領域 | | 社会的影響度の高いQOL疾患領域 | |
|---|---|---|---|
| **S-268019**<br>COVID-19ワクチン<br>（起源株） | 国内承認を取得 | **エンデバーライド**<br>ADHD（デジタル治療アプリ） | 国内で承認取得 |
| **エンシトレルビル*1**<br>COVID-19予防 | 米国および国内で承認申請 | **ズラノロン**<br>うつ病・うつ状態 | 国内で承認申請 |
| **S-268024**<br>COVID-19ワクチン<br>（JN.1） | Phase 3開始 | **SDS-881**<br>認知症<br>（認知機能検査用AIプログラム） | Phase 3開始 |
| **S-337395**<br>RSウイルス感染症 | Phase 2で主要評価項目達成 | **SASS-001**<br>睡眠時無呼吸症候群<br>（中枢性） | Phase 2開始 |
| **S-892216**<br>COVID-19治療薬（経口） | Phase 2開始 | **Zatolmilast*2**<br>Jordan症候群 | Phase 2開始 |

*1 日本での製品名ゾコーバ

*2 Zatolmilastの脆弱X症候群を適応とした Phase2/3は進行中



SHIONOGI

# 対処すべき課題

# SHIONOGIの掲げるVision

## 新たなプラットフォームでヘルスケアの未来を創り出す

### SHIONOGI Group Vision（2030年Vision）

- 2030年にSHIONOGIが成し遂げたいこと -

**創薬型製薬企業としての“強み”をさらに進化**させ、
異なる強みを持つ他社・他産業から選ばれることで、ヘルスケア領域の新たなプラットフォームを構築する

*1 Healthcare as a Service：医薬品の提供にとどまらず、顧客ニーズに応じた様々なヘルスケアサービスを提供すること

# 「STS Phase 2」における成長性指標（KPI）の変更

## STS Phase 2の主要KPIを修正するも、2025年度は大きく飛躍する1年

| | 2024年度<br>実績 | 2025年度<br>従来の目標値*2 | 2025年度<br>新目標値 |
|---|---|---|---|
| 売上収益 | 4,383 億円 | 5,500 億円 | 5,300 億円 |
| EBITDA | 1,793 億円 | 2,000 億円 | 1,960 億円 |
| 海外売上高<br>CAGR*1<br>(2022年起点) | 17.9 % | 50 % | 成長計画を見直し<br>次年度以降の成長を見据え、<br>KPIを再設定する予定 |

*1 CAGR（Compound Annual Growth Rate：年平均成長率）
*2 2023年6月発表 中期経営計画 STS2030 Revision 説明会資料



SHIONOGI

# STS Phase 2の達成に向けて

## "成長投資"と"既存ビジネスの成長"で2025年度のKPI達成を実現する

### 売上収益の成長要因

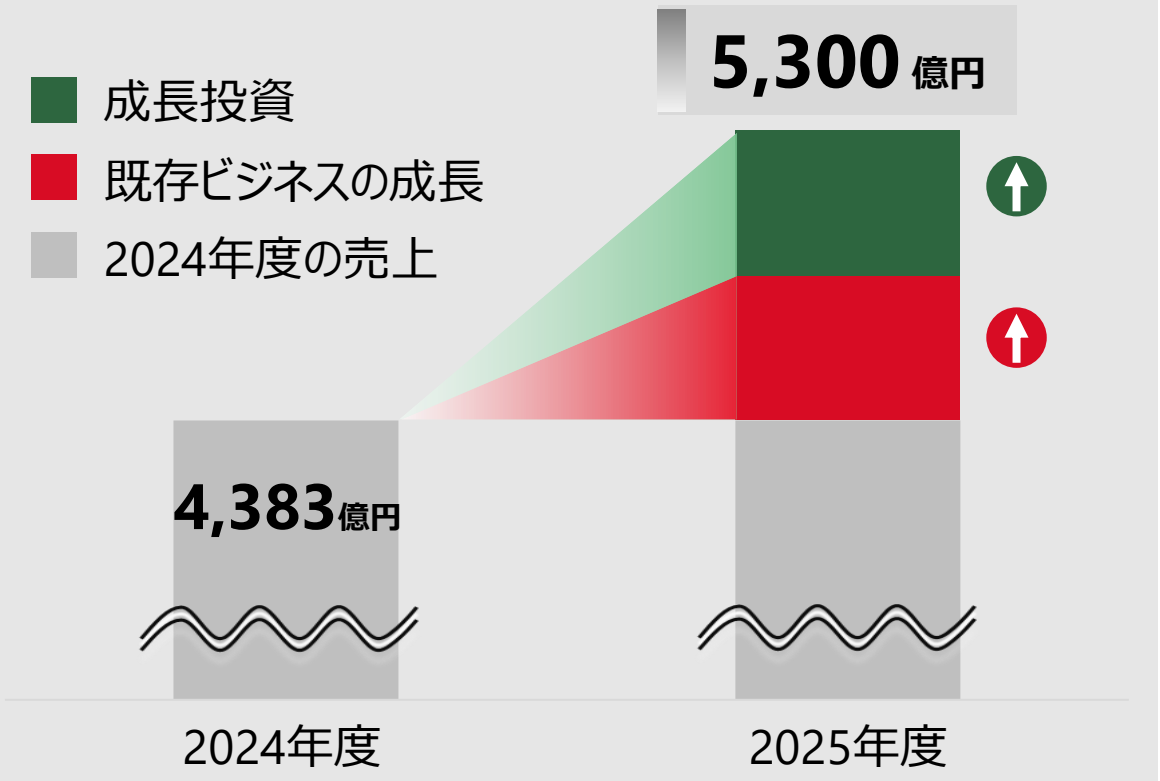


### // 成長投資

- JTグループ医薬事業のM&Aによる売上収益

### // 既存ビジネスの成長

- COVID-19の治療率向上と
  エンシトレルビルのグローバル展開
- 新製品の立ち上げによる国内事業の成長
- HIV事業のさらなる成長



SHIONOGI

# JTグループ医薬事業のM&Aについて

## JTグループ医薬事業を一体で獲得し、研究開発体制・国内製品アセットを強化

### JTグループ医薬事業

- JT 医薬事業
- 鳥居薬品株式会社
- Akros Pharma Inc.（米国グループ会社）

### M&Aを通じた強化ポイント

**研究・開発**

- **低分子創薬力**
  - 経験豊富なメディシナルケミスト*1
  - AI創薬*2のプラットフォーム　など

**販売**

- **国内製品アセットの拡充**
  - シダキュア、コレクチムなど
- **耳鼻科、皮膚科での高いプレゼンス**

*1 主に新規化合物の設計、合成、評価を行う研究者
*2 AI（人口知能）を活用して医薬品の研究・開発を効率化し、加速させる創薬手法

# 配当方針

# 成長をともに実感していただける株主還元政策

- **年間配当金は、13期連続増配となる61.3円（分割前換算：184円）を予定*1**
- **DOE（株主資本配当率）は、指標である4.0%以上を満たす水準（4.0%を予定）**

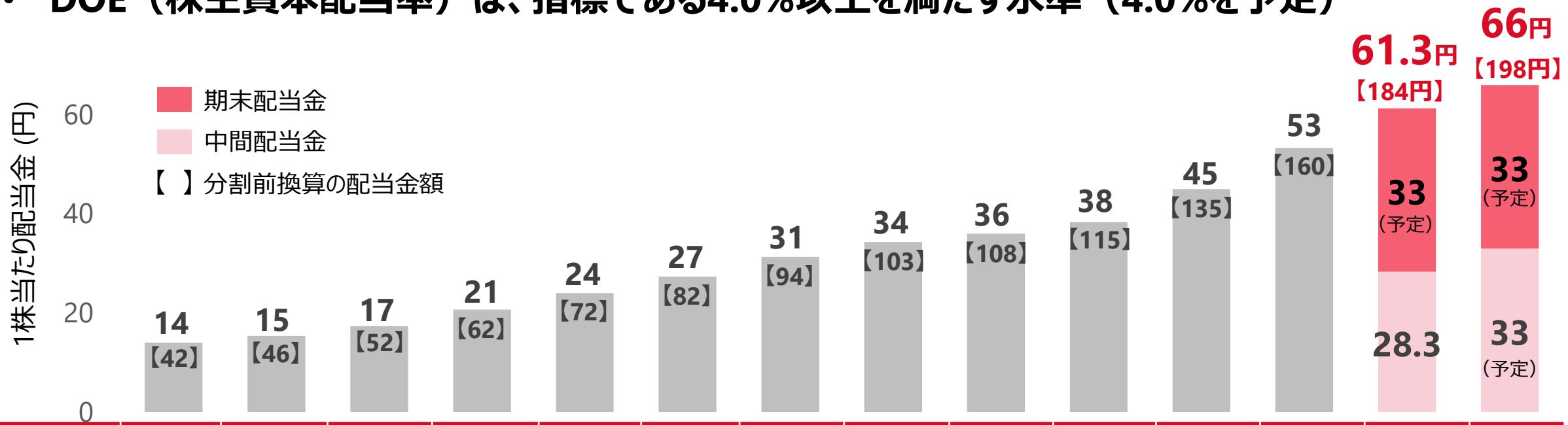


| | 年度 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 自己株式 | 取得額（億円） | - | - | 300 | - | 350 | 294 | 500 | 500 | 500 | - | 494 | 750 | - | - |
| | 消却数（万株） | - | - | - | - | 6,600 | 1,500 | 2,205 | 1,560*2 | - | - | 1,260 | 3,252*3 | - | - |

*1 2012年度の期初に1株につき3株の割合をもって株式分割が行われたと仮定して、1株当たり配当金、自社株式の消却数を算出

*2 2020年3月30日決議、4月6日消却　*3 2023年7月31日決議、2024年4月17日消却　2019年度以降はIFRSに基づき算出した値



SHIONOGI

ご参考資料

# 第２号議案

# 定款一部変更の件

お手元の招集ご通知の
13ページから16ページに記載のとおりでございます。



SHIONOGI

# 監査等委員会設置会社への移行の意義・目的（1／2）

## ❶取締役会における代表取締役に対する監督機能をさらに強化

## ❷取締役会の議案の一部を執行側に権限委譲できる体制の整備

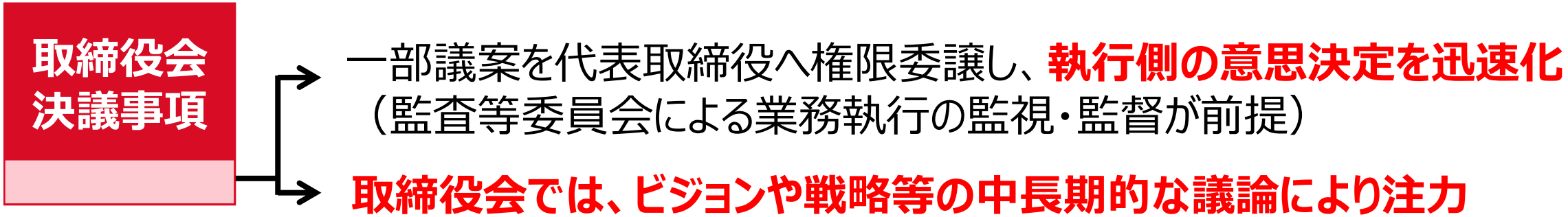




SHIONOGI

# 監査等委員会設置会社への移行の意義・目的（2／2）

## ❸監査等委員会は内部監査部門を活用し、執行側の意思決定プロセス全般に対する監視・監督機能を一層強化

- 監査等委員会の内部監査部門への指揮命令権を明確化（**執行側に優先して指揮命令**）
- 監査等委員会が内部監査部門長の人事・報酬に一定の権限を有し、その独立性を担保

**社外取締役を過半数とする取締役会を維持・発展させる方針には変更なし**

# 監査等委員会設置会社移行後のコーポレート・ガバナンス体制

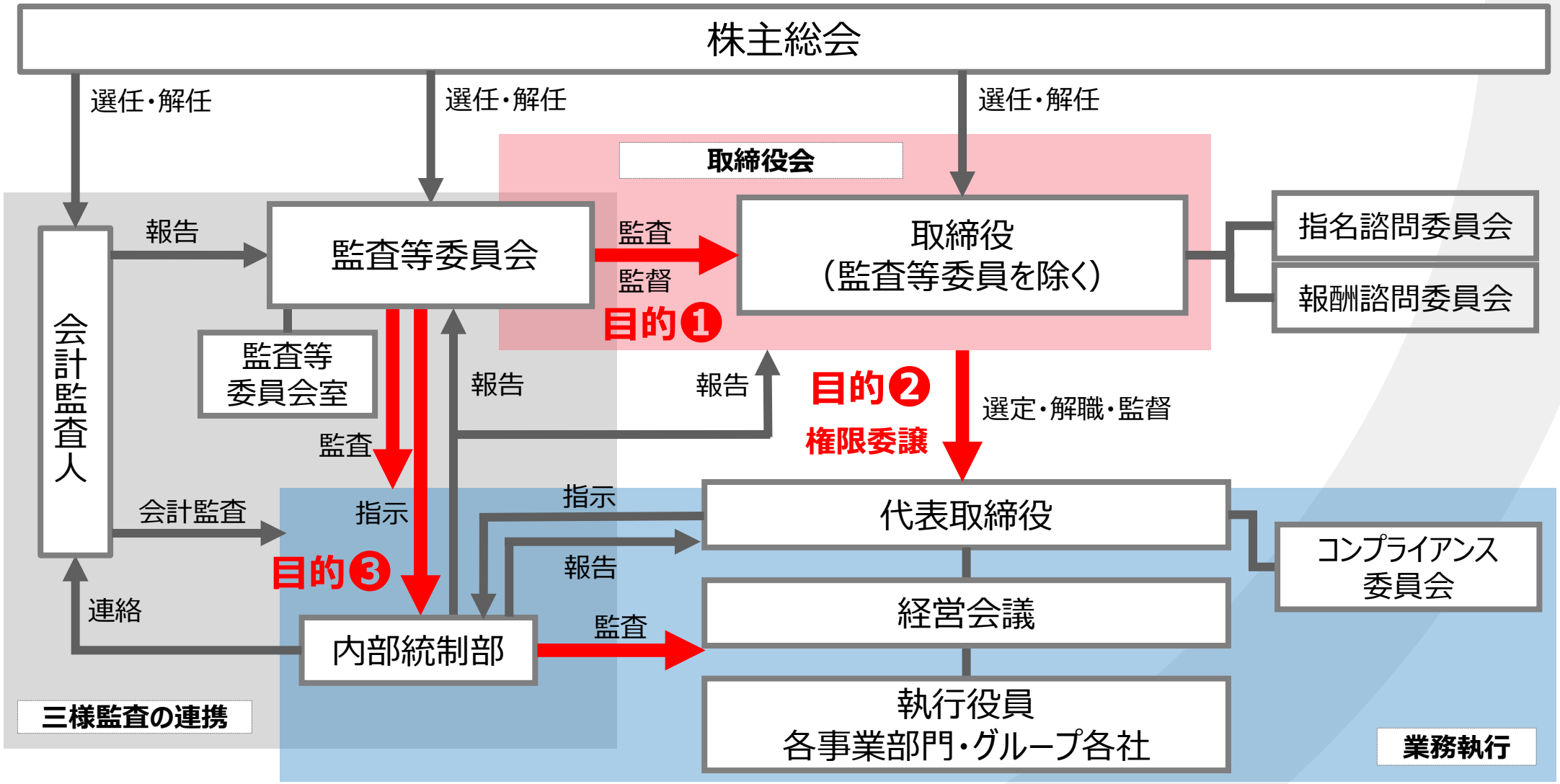




SHIONOGI

# 将来の見通しに関する注意事項

- 本資料において提供される情報は、いわゆる「見通し情報」（forward-looking statements）を含みます。
これらの文言は、現在における見込み、予測、リスクを伴う想定、実質的にこれらの文言とは異なる現実的な結論・結果を招き得る不確実性に基づくものです。
- それらリスクや不確実性には、一般的な業界ならびに市場の状況、金利、通貨為替変動といった一般的な国内および国際的な経済状況が含まれます。
リスクや不確実性は、特に製品に関連した見通し情報に存在します。製品のリスク、不確実性には、技術的進歩、特許の競合他社による獲得、臨床試験の完了、製品の安全性ならびに効果に関するクレームや懸念、規制機関による審査期間や承認取得、国内外の保険関連改革、マネジドケア、健康管理コスト抑制への傾向、国内外の事業に影響を与える政府の法規制など、新製品開発に付随する課題などが含まれますが、これらに限定されるものではありません。
- 承認済みの製品に関しては、製造およびマーケティングのリスクがあり、需要を満たす製造能力を構築する能力を欠く状況、原材料の入手困難、市場の受容が得られない場合などが含まれますが、これに限定されるものではありません。
- 新しい情報、将来の出来事もしくはその他の事項により、見通し情報に更新もしくは改正が望ましい場合であっても、それを行う意図を有するものではなく、義務を負うものではありません。
- 本資料には、医薬品（開発中の製品を含む）に関する情報が含まれておりますが、その内容は宣伝広告、医学的アドバイスを目的としているものではありません。
- 本資料は国内外を問わず、投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。
- 本資料の利用にあたっては、利用者の責任によるものとし、情報の誤りや瑕疵、目標数値の変更、その他本資料の利用の結果生じたいかなる損害についても、当社は一切責任を負いません。